



パパ・ママ、困ったときは 一時預かりのご利用を！

保護者の方の病気やけが、就労、求職活動、看護・介護等の事由で、家庭での保育が困難なときにご利用ください。リフレッシュでも利用できます。

* 幼児教育・保育の無償化対象事業です。無償化になるためには認定が必要です。認定の手続きは、利用月の前月25日までに。詳しくは各園または子育て支援課にお問い合わせください。

保育園名	府相	形原南	三谷西	塩津	形原北	大塚西
	(68-2331)	(57-2809)	(68-3319)	(68-3840)	(57-4301)	(59-7014)
受入年齢 (4/1の年齢)	生後6ヵ月から就学前				2歳児から就学前	
保育時間	平日 午前8時30分～午後4時30分 (土曜日の利用は各園にご相談ください)					
利用理由	1 保護者の傷病、災害・事故、出産、育児休業※、看護・介護等 ※育児休業については、育休を取得している子以外を預ける場合に限りです。 2 保護者の就労、職業訓練、求職活動等 3 保護者のリフレッシュ					
利用期間	1・2の理由によるものは1か月15日以内、3の理由によるものは1か月5日以内 ※複数園利用された場合も、合計日数の上限が上記の通りとなります。					
利用料金	4歳児以上 740円/日 (給食・おやつ代別) 3歳児 940円/日 (給食・おやつ代別) 0～2歳児 2,140円/日 (給食・おやつ代別) (半日利用の場合は、利用料は半額です。)					

● お申込みについて

- ・ 利用日の前月の最初の開園日の午前10時からお申込みいただけます。(先着順ではありません)
- ・ 前月の10日(土日祝除く)までにお申し込み下さい。10日以降にお申込みされた場合、空きがあればご利用いただけます。
- ・ 申し込み状況によっては希望日にお預かりできない場合があります。
- ・ お申込みは直接保育園にお願いいたします。

● ご利用にあたって

- ・ 利用料の支払いは利用された次月に納付書が届きます。金融機関にて納めてください。
- ・ 延長利用については各園にご相談ください。
- ・ 食物アレルギー対応が必要な方は各園にご相談ください。
- ・ 給食、おやつは預かり時間により在園の子どもと同じものを提供します。
(給食180円、おやつ100円)



※令和5年度より3～5歳児クラスを利用される方は給食費のうち主食費分(50円/日)、副食費一部(15円/日)が負担軽減の対象となるため、給食費を65円/日減額して請求いたします。

- ・ 半日利用は午前8時30分～午後0時30分、午後0時30分～午後4時30分としております。
- ・ 各保育園初回利用時はならし保育のため、短時間の利用をお願いしております。

蒲郡市役所 子育て支援課 (TEL 66-1107)



保育園の一時預かり事業Q&A

Q

初めて一時預かりを利用します。初日から午前8時30分～午後4時30分まで預けられますか？

A.

その園で初めて利用する場合はお子さんの負担を考慮し、原則短時間（給食が始まる前の11時頃まで）の預かりをお願いしています。

Q

利用する際に就労証明書等の利用理由の証明書は必要ですか？

A.

必要ありません。

Q

半日のカウントの仕方について、例えば午前9時～午後1時までの4時間の利用でも、半日扱いになりますか？

A.

半日扱いになりません。

午前8時30分～午後0時30分まで、午後0時30分～午後4時30分までの時間内の利用の場合が半日扱いになります。

Q

毎月の10日までの申込期間は先着順ですか？

A.

先着順ではありません。

利用希望日をお聞し、申込者ができるだけ平等に利用できるように日程調整させていただきます。その後、各園から10日以降に利用できる日数決定の連絡をさせていただきます。

Q

利用料の支払の納付書はいつ届きますか？

A.

利用月の翌月初旬～中旬頃に郵送にて送付させていただきます。

Q

無償化になるには、どのような手続きが必要ですか？

A.

一時預かり事業の無償化の対象は、保育の必要がある住民税非課税世帯の0歳児から2歳児と、3歳児から5歳児です。

無償化のための認定を受けるには、認定を受けたい月の前月25日までに申請書及び就労証明書等を子育て支援課に提出してください。

また、認定の基準は通常の保育園入園と同じです。（就労での事由ならば、保護者が月64時間以上就労していることが必要です。）